

〔日本紀略 醒醐〕延喜四年二月十日乙亥、今上第二子崇象親王爲皇太子、

〔扶桑略紀 二十九條〕延久元年四月二十八日甲子、以今上第一皇子貞仁親王河白立皇太子、

〔百練抄 十五條〕嵯峨寛元元年八月二日、於中宮御方被定立儲君雜事、其所事兼日被仰合人々、大進時繼

書定文、公卿大夫已下參仕云云、四日、自今日依立太子御祈修五壇法、六日、今日立坊御所御裝

束始也、八日、頭中將師繼朝臣參向右大臣臺實藤原召仰立太子事、十日、今上第一皇子久仁○後深草

有立太子事、申刻被始行節會云云、畢於御前被行坊官除目、坊官等於弓場申慶、又參本宮申慶、公卿

相引參本宮、事畢自内裏被獻御劍、壺切紛失之間被渡他御劍、勅使頭中將師繼朝臣賜祿、再拜退出、

〔吉續記〕文永五年八月一日、來廿五日可有立坊云云、可悅可悅、俄有沙汰被仰合關東之處、可然之由

申御返事故歟、本所頭辨藏人方左佐奉行云云、一向爲院嵯峨御沙汰、四日、今夜立太子定、親朝定

文奏聞、洞參執筆權中納言云云、可尋記、廿五日甲辰、今日立太子宇多也、藏人方光朝俄奉行云云、

本所藏人佐親朝奉行、予御膳勅使兼日被相催之間申領狀扶所勞申斜參内節會已被始、

〔帝王編年記 伏見〕正應二年四月廿五日、立太子節會第一皇子胤仁

〔神皇正統記 后醍醐〕又の年戊寅の春二月、陸奥の御子村上後又東へむかはしめ給ふべき定わ

り、○中親王は儲の君にたゞせ給ふべきむね申きかせ給ふ、道の程もかたじけなかるべし、○中

七月の末つかた伊勢に越させ給ひて、神宮に事のよしを啓して、御船のよそひし、九月のはじめ、

ともづなをとかれしに、十日比のこととにや、上總の地ちかくより、空のけしきおぞろしく、海上あらくなりしかば、又伊豆の崎といふ方にたゞよはれ侍りしに、いと波風おびたゞしくな

りて、あまたの船行かたしらず侍りけるに、御子の御船はさはりなく、伊勢の海につかせ給ふ、○中

略方々にたゞよひし中に、此二つの舟おなじ風にて、東西に吹わけらる、末の世にはめづらかなためしにぞ侍るべき、儲の君にさだまらせ給ひて、例なきひなの御住居もいかゞとおぼえし